

# 資料 1

建築・都市整備・道路委員会  
平成 26 年 9 月 12 日  
道 路 局

## 市第 56 号議案

## 横浜市自転車等施策検討協議会条例の制定について

### 1 制定の趣旨

自転車に関する施策の総合的な推進を図るとともに、自転車等の駐車対策を推進する目的で、市長の附属機関として横浜市自転車等施策検討協議会を設置します。

### 2 協議会概要

#### (1) 設置目的

昨今の健康や環境への意識の高まり等を背景に、自転車の利用ニーズが高まっており、従来から取り組んでいる駐車対策に留まらない自転車施策の総合的な展開が必要な状況です。

そこで協議会を設置して自転車施策に関する重要事項を調査・審議いただき、自転車の安全利用、通行空間整備、駐輪対策等、施策の総合的な推進を図ります。

#### (2) 所掌事務

以下に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申します。

ア 自転車の安全利用その他の自転車に係る施策に関する重要事項

イ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第 8 条第 1 項及び第 2 項に規定する自転車等の駐車対策に関する重要事項

ウ その他市長が必要と認める重要な事項

#### (3) 委員構成

道路管理者、神奈川県警、鉄道事業者、住民代表、学識経験者等 20 人以内

#### (4) 委員任期

2 年

#### (5) 施行予定日

平成 26 年 10 月 1 日

裏面あり

## 【参考】協議会設置後の進め方について

条例の施行後、自転車施策の総合的な推進を図るための自転車に関する総合計画の調査審議を当協議会に諮問する予定です。

### 1 調査審議する内容

マナーアップ啓発、通行空間の整備、自転車駐車場の整備や運営、放置対策などの自転車施策の方向性等

### 2 協議会の開催予定

平成26年度中に4回程度開催し、総合計画の素案まで審議

平成27年度中に市民意見公募後の原案を審議

※総合計画は平成27年度内の策定を目指とします

※策定過程において節目ごとに、常任委員会にご報告を予定しています